「平成３０年問題」への対応策について

教員免許管理システム運営管理協議会

資料１で説明した「平成３０年問題」は、**免許状の有効期限を記載した帳票を毎年度配付する体制を構築**できれば、教員本人と学校が免許更新の時期を把握できるようになり解決します。
教員免許管理システム運営管理協議会では、文部科学省と連携しつつ、この体制を構築するための**「保有者情報整備」事業**の実施に向け検討を進めています。

「保有者情報整備」事業の概要について

免許状のデータは、通常、授与された時点では教員ごとに名寄せされていませんが、各教員の更新時期を確定するためには、免許状データの名寄せが不可欠です。
名寄せは、機械的に行うことができません。また、免許状の情報は個人情報であることから、本人の確認を要します。
そこで、各公立学校に対し、教員の**所有免許状調査**を実施し、その回答に基づいて名寄せを行うことが必要となります。

● 所有免許状調査の進め方（検討中の案）

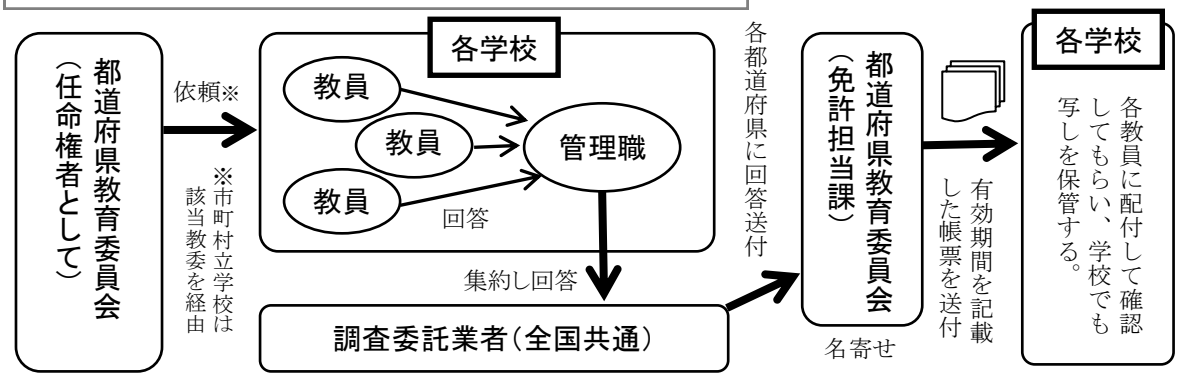

平成２９年度に第１回目の調査を実施する他、平成３０年度以降も、一部簡略化して、上記のプロセスを毎年度繰り返すことを検討しています。

「保有者情報整備」により、次のような効果も期待されます。

□ **育休等により更新を延期した教員への対応**
旧免許状所持者でも、育休や免許の取得等によって更新の延期を行うと、次回更新の時期がまちまちとなり、更新をうっかり失念するケースがあります。保有者情報整備により、延期を行った教員についても、更新時期の把握が容易になります。

□ **大学等への情報提供**
更新講習を開設する大学等に、正確な受講予定者数を提供できるようになり、受講定員の不足を防止できます。

□ **教員の資格確認**
偽造免許状や確認不足により無資格で教員となった例が全国で報道されていますが、保有者情報整備を行うことで、無資格者教員が勤務していないことが明白に証明されます。